

大口町告示第39号

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町がん検診等一部負担金徴収要綱の一部を改正する要綱

大口町がん検診等一部負担金徴収要綱（平成17年大口町告示第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、わかば健診、骨密度測定、ヘリコバクター・ピロリ抗体及びペプシノゲン検査並びに新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査」を「及び健康診査」に改める。

第3条中「がん検診無料クーポン券」の次に「又は町が発行する歯周病予防健康診査無料クーポン券」を加え、「受診したがん検診」を「受診したがん検診等」に改める。

別表 1 がん検診の表医療機関検診の款胃がん検診の項中「2,000円」を「2,500円」に改め、同部肺がん検診（X線）の項中「500円」を「700円」に改め、同部肺がん検診（喀痰）の項中「1,000円」を「2,000円」に改める。

別表 2 健康診査の表に次のように加える。

歯周病予防健康診査	問診、口腔内検査、健診結果の判定、 口腔衛生指導	500円
-----------	-----------------------------	------

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。